

よこたにし
横田西地区活性化計画

奥出雲町(代表)
島根県

平成25年12月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	横田西地区活性化計画						
都道府県名	島根県	市町村名	奥出雲町	地区名	横田西	計画期間	平成26年度～平成27年度

目 標 :

地区内にある農道の保全整備により、集落からの農業施設等へのアクセスを確保することで、地域農業振興と集落の活動を促進し、地区の活性化を図ることにより、定住人口の減少を抑制する。具体的目標として、平成25年166人について平成28年166人に維持する。

〈集落人口の推移〉 平成23年度165人、平成24年度169人、平成25年度166人 = 目標値166人の維持

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、島根県の南東部の奥出雲町に位置し、最南端は太古の大河「斐伊川」の源流船通山を一峰とする中国山地を境として鳥取県・広島県に接している。

地区は、農業(稲作)を中心とした地区であり、中国山地の山麓の高標高地域で昼夜間の大きな気温差によって育まれるブランド米「仁多米」が地域内外から高い評価を受けている。

現状と課題

本地区は、自然的条件と社会的条件や農家の高齢化、後継者不足により営農コストなどの負担が大きくなっている。

また、農道は生活、観光にも利用されており、地域にとっては、重要な施設であり、適切に保全する必要がある。

今後の展開方向等

近年、後継者が帰郷し、集落としての活気を取り戻しつつあり、この活気を維持していくため、老朽化した農道の保全整備による周辺農業施設へのアクセスを確保するとともに、担い手の確保を図り、農業を振興する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
奥出雲町	横田西地区	基盤整備(土地改良施設保全)	奥出雲町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

横田西地区(島根県奥出雲町)	区域面積	1,340ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積1,340haのうち農林地は1,310haで98%を占め、5割以上が農家である。又、農林業従事者は、80人、48%を占め、農林業が重要な地域である。 残の30haの2%は、農林地以外(道路・河川・加食ダム他)の面積である。		
②法第3条第2号関係: 地域農業者の高齢化からみて、次世代へ安定的な農業経営を引き継ぐためには、農業生産基盤の保全整備による定住化の促進が必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 活性化区域は、市街化を形成している区域を含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者			農地	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

完了、翌年の平成28年9月末までに、奥出雲町の住民基本台帳によって人口を把握して、県及び町が達成状況の評価を行い、評価内容の妥当性について第三者(農業委員会他)の意見を聴いた上で、その結果を公表する。